

## 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づく生産方式革新実施計画の認定及び認定証授与式について（沖縄県初）

沖縄総合事務局では、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、事業者から申請された生産方式革新実施計画の認定を行いました。

本認定は、昨年10月に運用を開始した同法に基づく生産方式革新実施計画の沖縄県における認定第1号となります。

今回、沖縄県で初めて計画認定を受けた農業者を対象に、認定証の授与式を公開で行います。

### 1. 趣旨

スマート農業技術活用促進法では、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）を認定し、認定を受けた農業者等は、金融・税制等の支援措置を受けることができます。

今回、沖縄県内の農業者から申請のあった生産方式革新実施計画について、同法第7条第5項に基づき内容を審査したところ、要件を満たすものと認められることから、認定を行いました。

本認定に伴い、10月7日（火）に認定証の授与式を開催いたします。

### 2. 認定された生産方式革新実施計画の概要

申請者：野原伸也（申請者代表）ほか29名

所在地：沖縄県八重瀬町

品目：さとうきび

取組概要：申請者がサービス事業者（農業生産法人株式会社野原ファーム）にさとうきびの植付けや株出管理作業等を委託し、サービス事業者が自動操舵機能付きトラクターによる請負作業の効率化を図るとともに、申請者において機械の作業効率を高めるための枕地の確保と畝間の拡大を行うことで、生産性の向上を目指す。

添付資料：計画概要

### 3. 認定証授与式の開催日及び場所

日 時：令和7年10月7日（火）10時30分～

場 所：沖縄総合事務局6階特別会議室（那覇市おもろまち2-1-1）

内 容：沖縄総合事務局長から認定証授与、写真撮影、認定内容紹介等

### 4. 報道関係者の皆様へ

認定証授与式の取材を希望される報道関係の方は、開催前日の10月6日（月）までに、お問合せ先担当者へ事前にご連絡ください。

#### 〔お問合せ先〕

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課

担当者：比嘉（教太）、比嘉（朝彦）

電話：098-866-1653（直通）

# 生産方式革新実施計画の概要

2025年9月30日認定

自動操舵機能付きトラクターによる請負作業の効率化と、機械の作業効率を高める枕地の確保及び畝間の拡大で収益性アップ

## 経営上の課題

・沖縄県八重瀬町でさとうきび生産を行う申請者（30戸）においては、高齢化や労働力不足により、さとうきび作業の一部をサービス事業者に委託しているが、サービス事業者の抱える委託農家が多く、今後も高齢化や労働力不足が見込まれる中で、地域におけるさとうきび経営の安定を図るには、作業効率の向上と生産性の拡大が課題となっている。



・申請者がサービス事業者にさとうきびの植付けや株出管理作業等を委託し、サービス事業者が自動操舵機能付きトラクターによる請負作業の効率化を図るとともに、申請者において機械の作業効率を高めるための枕地の確保と畝間の拡大を行うことで、生産性の向上を図る。

## 申請者：

【代表者】野原伸也（沖縄県八重瀬町）  
ほか29名（沖縄県八重瀬町）

## 促進事業者：

【サービス事業者】農業生産法人株式会社野原ファーム  
(沖縄県八重瀬町)

## 対象品目：さとうきび

## 活用するスマート農業技術：自動操舵機能付きトラクター

**新たな生産方式：**自動操舵機能付きトラクターの作業効率を高めるための枕地の確保や畝間の拡大を通じた労働生産性の更なる向上

**活用を計画している支援措置：**補助事業の優遇措置

## 生産方式革新事業活動のイメージ

【代表者】野原伸也

【その他の申請者】

労働生産性の向上

自動操舵機能付き  
トラクター

さとうきびの植付けや株出  
管理作業等の効率化



枕地の確保、畝間の拡大

機械の作業効率の向上

作業委託

【サービス事業者】  
農業生産法人  
株式会社  
野原ファーム